

# 令和7年度 ボイラー・タービン主任技術者会議

## ～安全管理審査の状況について～

一般財団法人 発電設備技術検査協会  
～技術が支える安全と信頼～

# 目次

## 1. 溶接自主検査について

- ・溶接自主検査の概要
- ・民間製品認証制度を活用した溶接自主検査
- ・溶自検の実施状況及びその結果に関する確認項目

## 2. 安全管理審査での気づき点について

- ・発電技検における2024年度の気づき点

## 3. 安全管理審査における検出事項

- ・発電技検における2024年度の検出事項

# 溶接自主検査の概要

- ・電気事業法 第52条
- ・電気関係報告規則第2条の表第9号
- ・電気事業法施行規則に基づく

溶接自主検査(火力設備)の解釈

# 民間製品認証制度を活用した溶接自主者検査

- ・電気事業法第 52条に基づく

火力設備に対する溶接自主検査ガイド

## 4.4 溶接施工工場が民間製品認証制度を活用した場合の 溶接自主検査

# 民間製品認証制度の活用に係る設置者への要求事項

・電気事業法第 52条に基づく

火力設備に対する溶接自主検査ガイド

## 4. 4. 1 民間製品認証制度の活用に係る設置者への 要求事項

溶接自主検査に民間製品認証制度を活用する場合、設置者は以下の事項を満たす必要がある。

①～④

# 民間製品認証制度の溶接施工工場への要求事項(1)

・電気事業法第 52条に基づく

火力設備に対する溶接自主検査ガイド

## 4.4.2 民間製品認証制度の活用に係る溶接施工工場への要求事項

溶接自主検査に民間製品認証制度を活用する場合、設置者は溶接施工工場に対して以下の事項を要求し、確認する必要がある。

①～④

# 民間製品認証制度の溶接施工工場への要求事項(2)

・電気事業法第 52条に基づく

火力設備に対する溶接自主検査ガイド

## 4.4.2 民間製品認証制度の活用に係る溶接施工工場への要求事項

溶接自主検査に民間製品認証制度を活用する場合、設置者は溶接施工工場に対して以下の事項を要求し、確認する必要がある。

⑤～⑦

・電気事業法第 52条に基づく

火力設備に対する溶接自主検査ガイド

## 4. 4. 3 民間製品認証の要件

民間製品認証制度を活用するに当たり、民間製品認証に関する以下の要件を満たす必要がある。

①～③

# 溶自検の実施状況及びその結果に関する確認項目(1)

・使用前・定期安全管理審査実施要領

添付資料1-6

溶接自主検査の実施状況及びその結果に関する確認項目

# 溶自検の実施状況及びその結果に関する確認項目(2)

・使用前・定期安全管理審査実施要領

## 添付資料1-6

### 溶接自主検査の実施状況及びその結果に関する確認項目

#### ●確認事項

##### 1. 検査の方法

# 溶自検の実施状況及びその結果に関する確認項目(3)

・使用前・定期安全管理審査実施要領

添付資料1-6

溶接自主検査の実施状況及びその結果に関する確認項目

●確認事項

2. 検査記録の保存

## ・使用前・定期安全管理審査実施要領

### 添付資料1-1

電気事業法施行規則第73条の6第3号又は第94条の5第1項  
第4号に規定する組織に係る審査基準

#### ●1. 法定自主検査の実施に係る組織

##### 1.1 検査実施体制の構築

## ・使用前・定期安全管理審査実施要領

### 添付資料1-1

電気事業法施行規則第73条の6第3号又は第94条の5第1項  
第4号に規定する組織に係る審査基準

## ●2. 検査の方法

### 2.1.1 要求事項の明確化

## 添付資料1-1

電気事業法施行規則第73条の6第3号又は第94条の5第1項  
第4号に規定する組織に係る審査基準

### ●2. 検査の方法

#### 2.2. 測定機器等の管理

#### 2.3. 検査計画の策定

## ・使用前・定期安全管理審査実施要領

### 添付資料1-1

電気事業法施行規則第73条の6第3号又は第94条の5第1項  
第4号に規定する組織に係る審査基準

## ● 3. 工程管理

### 3.2. 不適合品の管理

## ・使用前・定期安全管理審査実施要領

### 添付資料1-1

電気事業法施行規則第73条の6第3号又は第94条の5第1項  
第4号に規定する組織に係る審査基準

## ● 5. 検査記録の管理に関する事項

# 発電技検における2024年度の検出事項

## 安全管理審査に係る検出事項

### ・重大

- (1) 法令に対する違反又は保安に重大な影響を与えうる可能性がある事項を自ら検出できずに、適切な処置がなされていない場合
- (2) 審査基準に照らし、法定自主検査実施組織又は保守管理組織の複数の運用・維持面での欠落、又は不履行が検出された場合

### ・軽微

- (1) 審査基準に照らし、設置者が作成した「検査マニュアル」若しくは「検査実施要領」又は「保守管理マニュアル」の維持・運用における弱点を示す所見が検出されたものであって、法定自主検査実施組織又は保守管理組織の能力に重大な影響を与えないもの
- (2) 審査基準に照らし、適合しているが、法定自主検査実施組織又は保守管理組織による改善によって、さらなるパフォーマンスの改善に繋がるもの

# 定期自主検査の検出事項例①

- ・システム審査においての検出事項〔**軽微**〕

## 定期自主検査の検出事項例② 毎年検出

- ・ガスタービン(内燃型：1万kW未満)定期自主検査の検査開始時期の検出事項。〔**重大**〕

## 定期自主検査の検出事項例③

- ・ボイラーの定期自主検査の検出事項。〔**重大**〕

## 定期自主検査の検出事項例④ 近年増加傾向

- ・ガスタービン(内燃型)の定期自主検査の検出事項。〔重大〕

## 使用前自主検査の検出事項例① 近年増加傾向

- ・使用前自主検査の方法の検出事項。〔**軽微**〕

# 使用前自主検査の検出事項例① 近年増加傾向

- ・使用前自主検査の方法の検出事項。〔**軽微**〕

)

ご質問・お問い合わせがございましたら  
以下の連絡先にお問い合わせ致します。

一般財団法人 発電設備技術検査協会  
西日本支部 福岡分室  
TEL 092-411-1071  
FAX 050-3204-8213  
E-mail [fukuokabr@japeic.or.jp](mailto:fukuokabr@japeic.or.jp)